令和８年度第３回市長会議次第

令和８年１０月２１日（水）１０：３０～
栃木県自治会館４階　会議室Ａ

１　開　　会

２　あいさつ

⑴　副会長あいさつ

⑵　栃木県総合政策部長あいさつ

３　報告事項

⑴　会務報告について　〔資料１〕

①　「給付付き税額控除」に関する要請事項　〔資料１－１〕

②　自由民主党栃木県支部連合会政策懇談会への要望　〔資料１－２〕

⑵　全国市長会・全国市長会関東支部・県市長会等の主要日程（後期）について　〔資料２〕

⑶　外部からの要請・要望等について

①　（公財）栃木県シルバー人材センター連合会　〔資料３－１〕

②　栃木県農村女性会議　〔資料３－２〕

４　協議事項

⑴　栃木県市長会代表役職の推薦について（２団体２役職）　〔資料４〕

※事務局案のとおり決定

①　栃木県医療審議会

②　栃木県森林審議会

⑵　県に対する要望について（秋季）　１１件　〔資料５・資料５－１〕

※原案のとおり決定

ア　埋蔵文化財包蔵地の開発行為に伴う緊急調査等に係る県費補助について（那須烏山市）

イ　とちまる救急安心電話相談（＃7119、＃8000）の拡充・強化について（下野市）

ウ　障害者総合支援法に基づく電動車椅子に係る補装具費支給制度の支給要件緩和について（足利市）

エ　副食費の第１子及び第２子への助成拡大について（真岡市）

オ　系統用蓄電池設備の設置に関するガイドライン（指針）の制定について（さくら市）

カ　危険鳥獣（クマ）対応にかかる県主導の広域体制構築について（鹿沼市）

キ　旅券事務に係る栃木県市町村総合交付金の見直し等について（宇都宮市）

ク　農業の経営所得安定対策について(日光市)

ケ　持続可能な水道事業の実現に向けた県下一体での広域化・広域連携の検討について（矢板市）

コ　部活動地域展開の実現に向けた支援の充実について（栃木市）

サ　「給食費の抜本的な負担軽減」の対象拡大及び補助基準額の引き上げについて（佐野市・大田原市）

５　そ の 他

６　閉　　会

資料１

栃木県市長会会務報告

期　日	種　別	概　要
R8. 7. 27 (月) ～8. 31 (月)	足利市大雨災害義援金募金活動	各市へ義援金募金活動を依頼し、各市から足利市へ送金。
R8. 7. 28 (火)	第２回市長会議	佐野市「佐野市消防本部」において開催し、報告については了承し、協議については原案のとおり決定した。 〔報告〕 ⑴　会務報告について ①　第96回全国市長会議決議 ⑵　外部からの要請・要望等について ①　全栃木教職員組合 ⑶　各種後援について ①　第60回全国ろうあ青年研究討論会 in とちぎ 〔協議〕 ⑴　令和７年度栃木県市長会歳入歳出決算について ①　令和７年度栃木県市長会歳入歳出決算書 ②　令和７年度栃木県市長会財産に関する調書 ③　監査の意見書 ⑵　令和９年度法令外負担金審議の基本方針(案)について ⑶　栃木県市長会代表役職の推薦について ①　栃木県社会福祉審議会 委　員　足利市長 〔行政視察〕 「とちぎ南西消防指令センター」
R8. 8. 21 (金)	栃木県副市長会議	栃木県自治会館において、次のとおり開催した。 〔講演〕 「人口減少社会の現状と栃木の未来 ―人口未来アドバイザーとしての活動から考えるこれからの地域づくり―」 栃木県人口未来アドバイザー　新谷　由里子　氏 〔事業説明〕 「ナスコンバレー協議会事業説明」 一社)ナスコンバレー協議会 事業責任者 若林　祐介　氏 〔意見交換〕 各市の課題等について ⑴「系統用蓄電池への対応」について ⑵「県内市町の校務支援システムの統一化」について ⑶「建設事業の国庫支出金(交付金)の減額」について

期　日	種　別	概　要
R8. 8. 26 (水)	熊本地震関連見舞金の送金	栃木県市長会より、熊本県市長会へ見舞金１００万円を送金。
R8. 8. 27 (木)	政策懇談会	栃木県公館において、次のとおり開催された。 ⑴　協議事項 ・大規模災害時における応援体制の構築について ⑵　報告事項 ・地域未来戦略について ・新県立病院基本構想の策定について ・とちぎの元気な森づくり県民税について ・第４期アンテナショップの運営について ⑶　意見交換事項 ・広域的課題について ⑷　自由意見交換
R8. 9. 1 (火)	・火災・自動車共済事業栃木県連絡協議会 ・共済保険担当者会議	栃木県自治会館において、「全国都市職員災害共済会火災・自動車共済事業栃木県連絡協議会」及び「全国市長会共済保険担当者会議」を開催した。
R8. 9. 1 (火)	要望書の提出	「給付付き税額控除」に関する要請事項について、県選出与党国会議員あて要望書を提出した。【資料１－１】
R8. 9. 10 (木)	要望書の提出	自民党県連政策懇談会の要望として、次の事項について自民党県連会長及びとちぎ自民党議員会会長あて要望書を提出した。 【資料１－２】 １．予算に関する要望 公的病院等の経営支援対策の充実強化について ２．政策に関する要望 重度心身障がい者医療費助成制度の見直しについて
R8. 9. 30 (水)	熊本地震関連義援金の送金	各市からの義援金を取りまとめ、熊本県市長会へ義援金 36 万 760 円を送金。
R8. 10. 8 (木) ～10. 9 (金)	第８８回全国都市問題会議	山形県山形市「やまぎん県民ホール」において、次のとおり開催された。 〔基調講演〕 ㈱日本総合研究所主席研究員 藻谷浩介氏 〔主報告〕 山形県山形市長　佐藤孝弘氏 〔一般報告〕 ・宮城学院女子大学 宮城大学名誉教授 宮原育子氏 ・宮崎県都城市長　池田宜永氏 ・東北芸術工科大学デザイン工学部教授

期　日	種　　別	概　　要
		馬　場　正　尊　氏 〔パネルディスカッション〕 「広域連携による都市圏づくり ～活力ある多極型社会へ向けて～」 コーディネーター 東京都立大学大学院法学政治学研究科教授 伊　藤　正　次　氏 パネリスト 山形大学人文社会科学部教授　山　田　浩　久　氏 一般社団法人雪国観光圏代表理事 井　口　智　裕　氏 三重県いなべ市長　日　沖　　靖　氏 岡山県真庭市長　太　田　　昇　氏

資料 1－1

「給付付き税額控除」に関する要請事項

現在、「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場において、所得に連動したきめ細かな給付制度の導入に向けた議論が行われているが、各市長からは、制度の具体が十分に見えない中で、議論が拙速に進められ、制度の実施に伴う事務負担や財政負担を求められることについて、多くの不安や強い懸念の声が上がっている。

今回の新たな給付制度は、都市自治体における財政運営にも極めて大きな影響を及ぼすものであり、事務の執行はもとより、制度の実施によって、地方が提供する社会保障サービスをはじめとする各種行政サービスに影響が及ぶことのないよう、国においては、地方の行財政運営に十分配慮するとともに、地方の実情を十分に踏まえた制度設計とすることが何より重要である。

ついては、国において、次の事項について実現を図るよう強く求める。

○制度の円滑な導入について

今回の新たな給付制度については、制度の具体的な内容が十分に示されない中で議論が拙速に進められており、多くの不安や懸念の声が上がっている。

市長の間でも、制度に関する正確な情報が十分に行き渡っていない状況であり、国民にとってはなおさらではないかと考える。

今回の制度は新たに創設されるものであり、円滑に導入するためには、何よりも国民の十分な理解を得ることが不可欠。

国は、制度の意義や目的、具体的な仕組みについて、国民に対して十分な周知・広報を行うこと。

○実施主体について

今般示された案では、市町村が将来にわたり恒久的に給付事務を担うこととなるのではないかと、多くの市長からの強い懸念の声があがっている。

国と地方の役割分担については固定化せず、制度導入後も国において主体的に十分検討すること。

また、公金受取口座の登録を給付の要件とすることや、税情報等を共有・活用し、国自身が給付事務を直接執行する仕組みを構築できるよう検討し、その実現に向けた具体的な道筋を示すこと。

さらに、これまで個別の政策目的に応じて繰り返し実施されてきた各種給付についても、今回の恒久的な制度を契機に、国においてその在り方を十分に検討し、必要な給付については、国が主体となって実施する展望を示すこと。

○給付事務について

給付事務は、過去の例から見ても、相当大きな事務負担を生じさせることが想定される。

特に、小規模自治体においては、事務を担う人材の確保は容易ではない。そもそも、通常の行政サービスを維持することさえ困難になりつつある中で、新たな事務が加わることにより、その事務を担う人材を確保できるのか、強く危惧している。そのための必要な方策についても、国として十分に検討すること。

（事務負担の軽減）

給付の支給回数は年度当たり１回とすること。

住民税情報のみでは把握できない非課税者への対応について、多くの事務負担が生じることが予想されるため、市町村に新たな情報の把握や収集を求めることのないような仕組みとすること。

（給付支援システム）

国が検討している給付支援サービスについては、利用できない市町村が出てくることも想定される。システムの構築等に当たっては、市町村の実情を十分踏まえるとともに、市町村が独自で行うシステム開発・改修費や委託費などの経費負担が生じることも含めて検討することが重要。

給付事務に必要となる事務費やシステム改修に要する経費については、全額を国の負担とすること。

（給付額決定後の取扱い）

給付額の決定後に住民税データ等が修正された場合の対応については、市町村における給付事務の円滑な執行の観点から、事務負担を軽減する方策を講じること。

○国における相談体制の構築について

国が国民からの相談に対応できるよう、コールセンターを設置すること。コールセンターにおいては、税情報等を活用し、対象者への該当の有無や給付額等に関する具体的な問合せに対応できる体制を整備すること。

○公金受取口座の改善について

公金受取口座については、国において登録率の向上を強力に推進するとともに、登録済み口座情報の更新･最新化についても十分周知を行うこと。

また、登録されている公金受取口座が現在も有効であるかどうかの確認は国の責任において対応すること。

○子どもに係る加算について

子どもに係る加算については、円滑な給付が可能となるよう、児童手当等の既存制度を活用して対応することなどを検討するとともに、仮に本制度において加算を行う場合には、市町村の事務負担を軽減するための方策を検討すること。

○飲食料品に係る消費税率の時限的な引下げについて

消費税は、社会保障制度を支える重要な財源であり、その税収の約４割は、地方税や地方交付税の原資として、医療、介護、子ども・子育て支援など、住民生活に欠かすことのできない行政サービスを支えている。

飲食料品に係る消費税率の時限的な引下げに際しては、地方の減収に対して、地方交付税原資の減少分も含め必要な財源を確実に措置するとともに、地方財政運営に支障が生じることのないよう万全の対応を講じること。

○財政負担について

（財政負担についての基本的な考え方）

給付付き税額控除制度に係る財政負担については、現時点において、制度の「規模」も「財政負担の割合」も示されておらず、地方にどの程度の負担が生じるのか明らかでない状況。

このような中で財政負担に関する議論が拙速に進められていることは、到底納得できるものではなく、具体的な内容が示されないまま議論を進めることは困難。多くの市長から強い懸念の声があがっている。

仮に、財政負担について、地方が役割を担うこととなった場合には、都市自治体の行政サービスに支障をきたし、住民生活に深刻な影響が及ぶことが懸念される。

国が、しっかりと必要な財源を確実に措置することは当然であり、国として、地方が提供する社会保障サービスをはじめとした各種行政サービスに支障が生じることがないよう、必要な財源を確実に措置すること。

（不交付団体に対する財政措置）

本格導入について普通交付税措置を講じるという提案については、普通交付税が交付されない不交付団体は、既存の事業を切り詰めることとなるなど、行政サービスに支障が生じ深刻な事態となる。不交付団体に対する的確な財政措置を講じること。

加えて、都市自治体において給付事務を円滑かつ的確に執行するためには、国において地方の財政負担の全額について必要な財源を確実に措置するとともに、措置の内容がはっきりと地方団体に見える形で示すこと。

（先行給付に係る財政措置）

先行給付については、令和８年度中から準備に着手する必要がある一方、限られた時間の中で制度の理解、システム対応、執行体制の構築等を同時並行で進めることとなるとともに、制度の運用後も地方団体において相当の混乱と事務負担が生じることが想定される。

特に、令和９年度の予算措置の目途が立たなければ、先行給付の執行が間に合わない事態となることから、都市自治体が令和９年度の先行給付事務を円滑に開始できるよう、財政措置を早期に明確にすることが不可欠。

そのため、令和９年度及び令和１０年度の給付付き税額控除制度に係る給付事務を担う不交付団体を含めた市町村の財政負担については、国が責任を持ってその全額を措置すること。

（「就労促進」を推進するために必要な財政措置）

給付付き税額控除制度は、「就労促進」を図る喫緊の重要課題に対応するために創設されるものであり、市町村においても就労促進施策を推進する必要がある。そのため、市町村における「就労促進」を推進するために必要な財政措置を講じること。

資料１－２

令和８年６月２５日

友好団体 御中

とちぎ自民党議員会
会　長 螺良昭人
自由民主党栃木県支部連合会
幹事長 日向野義幸
政調会長 佐藤　良

令和８年「政策懇談会」の開催について

向暑の候、貴団体には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃よりとちぎ自民党議員会並びに自民党栃木県支部連合会に対しご厚情・ご高配を賜り重ねて御礼申し上げます。

さて、この度別紙要領により政策懇談会を開催することとなりました。懇談会では、県の重要施策の策定等に資するため、県政及び諸般の課題等に対するご要望やご意見等を承りたく存じます。

つきましては、ご多用の折誠に恐縮ではございますが、別紙「要領」に基づき、要望書のご提出をいただくとともに、当日は、貴団体よりご出席を賜りたくご案内申し上げます。

※ 要望書の提出につきましてはお手数ですが、とりまとめの都合上、提出期限の８月１９日（水）までにご提出くださいますようお願い申し上げます。
（ご要望がない場合も、その旨ご一報いただけますと幸甚です。）

開催日程につきましては、別紙のとおりとなります。
※各団体により日程が異なりますので、ご確認をお願いいたします。

<連絡先>
自由民主党栃木県支部連合会事務局　担当：栗田
〒320-0033　宇都宮市本町 1-22
電話０２８-６２２-４１００　FAX０２８-６２２-３４００
Mail : tochigijiminkondan@gmail.com

栃木県市長会
8.6.29
第　号

令和８年県政課題に関わる要望書

団 体 名：栃木県市長会

代表者名：会長　佐藤　栄一

要　望　事　項	継・新の別	要望事項	
		現　行	要望額
１．予算に関する要望 ◎　公的病院等の経営支援対策の充実強化について 公的病院につきましては、行政、介護施設等と連携し、地域に必要な医療を公平・公正・継続的に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することに加え、医療過疎地である山間へき地等においても身近な医療を展開するなど、民間では採算性の関係で対応が難しい医療も担い、地域医療の最後の砦としてその役割は益々高まってきております。 しかしながら、近年の急激な物価高騰や人件費上昇等の影響により、病院の経営は悪化している状況にあります。各市においても経営支援を行っているところですが、安定的な医療提供体制を維持するため、病院の安定経営や施設整備等に弾力的に活用できる補助制度の創設を要望いたします。 また、施設整備費に係る病院事業債の元利償還金に対する地方交付税措置については、措置対象となる建物の建築単価が毎年度見直されておりますが、近年の急激な建築単価の高騰により、依然として実勢と乖離している状況にあることから、更なる見直しを図るよう、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。	新規	千円	千円

２．政策に関する要望	新規	概　　要
◎　重度心身障がい者医療費助成制度の見直しについて 　重度心身障がい者医療費助成制度は、重度の障がいのある方が健康を保持するため、治療の促進及びそのご家族の経済的支援を目的として実施しており、障がい福祉の充実において、極めて重要な施策であります。 　こうした中、受給者からは医療機関窓口での支払負担や申請手続きの軽減を求める声が多くあり、心身に重度の障がいがある方とその家族に寄り添った支援を拡充するためには、現在の制度における補助率は、償還給付の２分の１に対し、現物給付は４分の１に減額されてしまうため、現物給付の導入には、市の財政負担が大きな課題となっております。 　受給者の負担軽減の声に応え、受給者の支払い負担及び申請手続きを軽減するため、これまで、市長会及び町村会において、県内統一した受診環境となるよう協議調整を重ね、このたび、県内 25 市町において、現物給付導入の意向が整ったところであります。 　こうした状況を踏まえ、「現物給付方式」を実施した場合においても、県補助率を「償還払い方式」同様２分の１とすることを要望いたします。		

資料２

全国市長会･全国市長会関東支部･県市長会等の主要日程（後期）

（10月～3月）

関東支部役員会　（県会長・顧問：宇都宮市長、理事：那須塩原市長）

・日　　時　　令和８年１０月２２日（木）～２３日（金）

・場　　所　　ホテルグランビュー高崎（群馬県高崎市）

全国市長会各委員会

（県会長・相談役：宇都宮市長、理事：那須烏山市長、評議員：足利市長・日光市長・真岡市長）

・日　　時　　令和８年１１月１８日（水）午後１時～

・場　　所　　全国都市会館　ほか

全国市長会理事・評議員合同会議

（県会長・相談役：宇都宮市長、理事：那須烏山市長、評議員：足利市長・日光市長・真岡市長）

・日　　時　　令和８年１１月１９日（木）午後１時～

・場　　所　　日本都市センター会館

第４回市長会議　（全市長）

・日　　時　　令和９年１月１９日（火）　　会議：午前１０時～

知事を囲む懇談会：会議終了後～

・場　　所　　栃木県自治会館

全国市長会各委員会、理事・評議員合同会議

（県会長・相談役：宇都宮市長、理事：那須烏山市長、評議員：足利市長・日光市長・真岡市長）

・日　　時　　令和９年１月２７日（水）　　各委員会：午前１０時～

理事・評議員合同会議：午後１時３０分～

・場　　所　　全国都市会館　ほか

市長調査研究　（全市長）

・日　　時　　令和８年２月３日（水）～４日（木）

・場　　所　　調整中

資料３－１

シルバー人材センター事業に関する要望書の提出について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、平素より、シルバー人材センター事業に格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、高齢者が健康で生きがいを持ち、豊かな知識や経験を活かしながら、地域で活躍できる社会の実現がこれまで以上に求められております。このような中、シルバー人材センターは、多様な就業機会の提供を通じて、高齢者の社会参加や地域の活性化にも大きく貢献しております。

また、介護予防やフレイル予防にも積極的に取り組んでおり、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会が公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団に委託し実施した調査では、シルバー人材センターで就業している会員は、会員でない地域の高齢者と比較してフレイルの発生率が３４％も低いことが明らかとなっており、健康寿命の延伸や介護費用の抑制にも寄与しております。

本県では、25 市町すべてに公益法人としてシルバー人材センターが設置され、令和８年３月末現在、8,898 人の会員が、植木剪定・草刈り・施設清掃といった業務に加え、学童保育支援や空き家管理、生活支援・家事援助事業など、地域課題の解決に資する幅広い分野に取り組み、地域社会において活躍しております。

このような状況を踏まえ、私どもが加盟する「全国シルバー人材センター事業協会」の定時総会において、別紙のとおり「地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望」が満場一致で採択されました。

つきましては、本事業が今後も地域社会においてその役割を十分に果たし、将来にわたり安定的に推進できますよう、本要望書を提出させていただきます。

シルバー人材センター事業の趣旨をご理解いただき、引き続き格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和８年８月１９日

栃木県市長会　会長　佐藤　栄一　様

栃木県市長会
8.8.19
第 104 号

公益財団法人
栃木県シルバー人材センター連合会
理事長　小川俊彦

栃木県市長会
会長　佐藤　栄一　殿

地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中、シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、生きがいの充実、健康の保持増進、地域社会の活性化、孤独・孤立の防止などに貢献しています。特に、直近の調査研究では、後期高齢期におけるセンターでの就業が、フレイルの抑制に一定の効果を与えることが学術的にも示されたところです。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」において、企業における七十歳までの就業機会の確保が努力義務化されるなど、希望すればいつまでも働き続けられる環境整備が進むこと等で会員が高齢化しているとともに、様々な制度改正等、センターを取り巻く環境の変化により事業環境は厳しい状況にあります。そうした中でもセンターでは、人手不足分野等での就業先の開拓や会員の多様な就業ニーズに対応した新たな職域への進出、体力等が低下した会員でも無理なく行える仕事の確保などに果敢に取り組んでいます。

このため、私たちは、センターの持続的な発展の要となる会員の拡大に向け、令和七年度から「新たな仲間づくり計画」に基づき、女性会員の拡大や新規入会促進、会員の高齢化が進展する中、八十歳を超えても活躍できる環境整備等について、より強力に推進しているところです。

また、「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、会員の安全就業を最優先に、国が定めた適正就業ガイドラインを順守しつつ、

①介護予防・日常生活支援総合事業、介護施設の介護の周辺業務の切り出し等による要支援高齢者に対する支援事業

②子育て中の現役世代や子供たちへの支援、空き家管理・墓地清掃、遊休農地・休耕田を活用した農場運営など、地域への貢献度が高く、課題解決に資する事業

③デジタル関連やホワイトカラー系職種の事業

④人手不足や働き方改革に取り組む地元企業に向けたシルバー派遣等の事業

等を重点に取り組むとともに、シルバー人材センター業務の効率化に資するデジタル化等により経営基盤の強化も図りながら、地域社会の発展と就業意欲のある高齢者の活躍の場としての役割を果たしてまいる決意です。

つきましては、令和九年度のシルバー人材センター事業の推進のため、センターに対する、より一層のご理解・ご支援を要望いたします。

特に、国においては、**一般会計をはじめとした補助金の確保、引き続き独自事業立ち上げへの支援、さらに雇用保険適用拡大に伴う事務負担の軽減**、また都道府県・市区町村においては、厳しい財政事情の中ですが、**国の補助金と同額以上の補助金の確保**、センターへの**事業発注**、新たな契約方法への対応など、センターの**安定的な運営が可能となる各支援**について強く要望いたします。

令和八年八月十九日

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会
令和八年度定時総会

資料３－２

女性農業委員の登用に向けた要請書

謹啓　時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。
農村女性の活動につきましては、平素より特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、栃木県農村女性会議では、県が策定している「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」に基づき、三十年以上にわたり県内市町において女性農業委員登用運動を進めて参りました。

このたび令和八年の十九市町の統一改選により、女性農業委員の登用率が二十二・八％から暫定での登用率は、二十三・三％となりました。
また、女性農業委員会長が二名から六名に増加したとの結果も報告されており、農村女性団体が一丸となった取組の賜とうれしく思うと同時に、貴職を始め、県内市町、農業委員会関係者の皆様の御理解と御支援の賜と深く感謝申し上げます。

今後ともこの成果を堅持し、農業委員が果たすべき役割についてより深く学び、情報交換を密にし、農地利用最適化活動が、より一層進展するよう取組を強化していく必要があると考えています。

令和九年度は、県内五市町が改選期を迎えるため、関係者の皆様のより一層の御理解と御支援をいただきたく、次の対応について要望いたします。

一、女性の方針決定の場への参画を進めていくため、積極的に女性農業委員の登用に取り組むようリーダーシップを発揮していただきたい。

二、改選市における女性農業委員の登用率が現況を上回り、国・県が目標とする三十％に近づくよう一層の御理解と御支援をお願いしたい。

敬具

令和八年八月

栃木県農村女性会議
会長　室井　真佐美

栃木県市長会　会長　佐藤栄一様

【栃木県】農業委員・農地利用最適化推進委員　就任数

2026年7月23日

とちぎ女性農業委員の会

	市町	改選時期	農業委員		推進委員		農業委員に占める女性の割合(%)
			現数	うち女性	現数	うち女性	
1	上三川町	R8.7	14	1	9	1	7.1
2	宇都宮市	R8.7	19	6	30	1	31.6
3	日光市	R9.6	11	3	18	2	27.3
4	鹿沼市	R8.7	19	4	19	1	21.1
5	真岡市	R8.7	16	4	16	2	25.0
6	益子町	R8.7	13	5	12	0	38.5
7	茂木町	R8.9	10	2	12	0	20.0
8	市貝町	R8.7	12	2	13	0	16.7
9	芳賀町	R8.7	11	3	14	2	27.3
10	壬生町	R8.7	10	3	15	3	30.0
11	下野市	R9.9	16	2	20	0	12.5
12	小山市	R8.7	19	3	18	0	15.8
13	野木町	R8.7	9	2	8	0	22.2
14	栃木市	R7.7	21	7	35	0	33.3
15	矢板市	R8.7	15	5	19	0	33.3
16	塩谷町	R8.7	10	3	12	4	30.0
17	さくら市	R8.7	19	3	28	0	15.8
18	高根沢町	R9.5	9	3	18	1	33.3
19	大田原市	R8.7	17	5	43	0	29.4
20	那須町	R8.7	12	2	30	0	16.7
21	那須塩原市	R8.7	20	4	44	3	20.0
22	那須烏山市	R9.5	17	4	25	2	23.5
23	那珂川町	R9.6	19	5	25	1	26.3
24	佐野市	R8.7	16	3	16	1	18.8
25	足利市	R8.7	15	4	20	3	26.7
	合計		369	88	519	27	23.8

資料４

栃木県市長会代表の役職【改選前】

令和8年10月21日現在

番号	役職名		任期	宇都宮	足利	栃木	佐野	鹿沼	日光	小山	真岡	大田原	矢板	那須塩原	さくら	那須烏山	下野
1	栃木県農業信用基金協会	理事	３年（～令和9.6）											○			
2	栃木県都市計画審議会	委員	２年（～令和10.4市長会議）							○							
3	栃木県スポーツ推進審議会	委員	３年（～令和9.7）										○				
4	栃木県公立学校施設整備期成会	理事・監事	２年（～令和10.6）						理	理				理			監
6	栃木県国民健康保険審査会	委員	３年（～令和10.11）					○								○	
7	栃木県国土利用計画審議会	委員	３年（～令和11.6）		○												
8	（公財）栃木県市町村振興協会	評議員	４年（～令和10.6）											○			
		監事	２年（～令和10.6）						○								
9	栃木県水防協議会	委員	３年（～令和10.5）			○											
10	栃木県社会福祉審議会	委員	３年（～令和11.7）		○												
11	栃木県環境審議会	委員	３年（～令和10.7）							○							
12	栃木県救急・災害医療運営協議会	委員	３年（～令和9.3）					○									
13	（公財）栃木県国際交流協会	評議員	４年（～令和9.6）								○						
14	栃木県立博物館協議会	委員	３年（～令和9.12）														○
15	（公財）とちぎ建設技術センター	評議員・監事	４年（～令和10.6）						監			評				評	
		理事	２年（～令和10.6）								○						○
16	栃木県人権施策推進審議会	委員	３年（～令和10.9）												○		
17	栃木県市町村総合事務組合	議員	２年（～令和10.3）		○	○	○	○									
18	栃木県後期高齢者医療審査会	委員	３年（～令和11.3）		○	○											
19	（公社）とちぎ環境・みどり推進機構	理事	２年（～令和9.6）					○									
20	（公財）栃木県育英会	理事	２年（～令和9.6）													○	
21	（一社）栃木県農業会議	理事	２年（～令和10.6）				○										
22	保証事業栃木協議会	委員	２年（～令和10.6）												○		
23	栃木県緑の少年団連盟	理事	２年（～令和10.7）												○		
24	とちぎ木づかい促進協議会	構成員	２年（～令和10.4市長会議）									○					
25	栃木県競技力向上対策本部	委員	２年（～令和9.3）									○					
26	園芸大国とちぎづくり推進会議	委員	２年（～令和10.4市長会議）								○						
27	新とちぎ未来創造プラン評価会議	委員	５年（～令和13.3）										○				
28	新県立病院基本構想策定委員会	委員	３年（～令和11.3）														○

◎改選となる役職

5	栃木県医療審議会	委員	２年（～令和8.11）										○				

◎町村会と交代で就任する役職

29	栃木県森林審議会	委員	２年（令和8.10～） ※R8～R10は市長会推薦														

○代表役職の就任数	0	4	3	2	4	3	3	3	3	3	3	3	3	4

栃木県市長会代表役職の選出方法

◆各市長の役職数　⇒　５つ以内とする。
　ただし、会長は原則として役職に就任しない。

◆新規に推薦依頼があった場合、継続で推薦依頼があった場合、ともに次のとおりとする。

　代表役職が、４つ以内の市長の希望を確認する。

　①１市の場合　　⇒　希望市に決定

　②複数市の場合　　⇒　希望市の中で就任役職の少ない市から建制順

　③希望市なしの場合　⇒　５つを超えない範囲で就任役職の少ない市から建制順
　　（副会長は、建制順によらず最後とする。）

◆任期のない役職については、２年で任期満了とみなし、上記の手続きを取ることとする。

◆任期のある役職で、市長選等により役職の任期途中で市長が退任した場合の残任期間については、後任の市長が務めるものとする。

附則　この取決めは、平成１２年１０月６日から適用する。
　　ただし、任期のない役職については、平成１３年度から適用する。

附則　この取決めは、平成１５年１月１５日から適用する。

附則　この取決めは、平成１５年８月４日から適用する。

附則　この取決めは、平成１６年４月１３日から適用する。

附則　この取決めは、令和６年４月２５日から適用する。

栃木県市長会代表の役職【事務局案】

令和8年10月21日現在

番号	役職名		任期	宇都宮	足利	栃木	佐野	鹿沼	日光	小山	真岡	大田原	矢板	那須塩原	さくら	那須烏山	下野
1	栃木県農業信用基金協会	理事	３年（～令和9.6）											○			
2	栃木県都市計画審議会	委員	２年（～令和10.4市長会議）							○							
3	栃木県スポーツ推進審議会	委員	３年（～令和9.7）										○				
4	栃木県公立学校施設整備期成会	理事・監事	２年（～令和10.6）						理	理				理			監
6	栃木県国民健康保険審査会	委員	３年（～令和10.11）					○								○	
7	栃木県国土利用計画審議会	委員	３年（～令和11.6）		○												
8	（公財）栃木県市町村振興協会	評議員	４年（～令和10.6）											○			
		監事	２年（～令和10.6）						○								
9	栃木県水防協議会	委員	３年（～令和10.5）			○											
10	栃木県社会福祉審議会	委員	３年（～令和11.7）		○												
11	栃木県環境審議会	委員	３年（～令和10.7）							○							
12	栃木県救急・災害医療運営協議会	委員	３年（～令和9.3）					○									
13	（公財）栃木県国際交流協会	評議員	４年（～令和9.6）								○						
14	栃木県立博物館協議会	委員	３年（～令和9.12）														○
15	（公財）とちぎ建設技術センター	評議員・監事	４年（～令和10.6）						監			評				評	
		理事	２年（～令和10.6）								○						○
16	栃木県人権施策推進審議会	委員	３年（～令和10.9）												○		
17	栃木県市町村総合事務組合	議員	２年（～令和10.3）		○	○	○	○									
18	栃木県後期高齢者医療審査会	委員	３年（～令和11.3）		○	○											
19	（公社）とちぎ環境・みどり推進機構	理事	２年（～令和9.6）					○									
20	（公財）栃木県育英会	理事	２年（～令和9.6）													○	
21	（一社）栃木県農業会議	理事	２年（～令和10.6）				○										
22	保証事業栃木協議会	委員	２年（～令和10.6）												○		
23	栃木県緑の少年団連盟	理事	２年（～令和10.7）												○		
24	とちぎ木づかい促進協議会	構成員	２年（～令和10.4市長会議）									○					
25	栃木県競技力向上対策本部	委員	２年（～令和9.3）									○					
26	園芸大国とちぎづくり推進会議	委員	２年（～令和10.4市長会議）								○						
27	新とちぎ未来創造プラン評価会議	委員	５年（～令和13.3）										○				
28	新県立病院基本構想策定委員会	委員	３年（～令和11.3）														○

◎改選となる役職

5	栃木県医療審議会	委員	２年（～令和10.11）				○										

◎町村会と交代で就任する役職

29	栃木県森林審議会	委員	２年（～令和10.10） ※R8～R10は市長会推薦											○			

○代表役職の就任数	0	4	3	3	4	3	3	3	3	2	4	3	3	4

改選・追加となる役職の団体設置根拠・目的について

No.5　栃木県医療審議会

○医療法

第七十二条　この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

No.29　栃木県森林審議会

○森林法

（設置及び所掌事務）

第六十八条　都道府県に都道府県森林審議会を置く。

２　都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

県への要望事項（令和８年度 秋季） 一覧

資料５

No.	要望事項	提案市	県担当部署	要望内容	内容区分	要望経過（上段:春、下段:秋）
1	埋蔵文化財包蔵地の開発行為に伴う緊急調査等に係る県費補助について	那須烏山市	生活文化スポーツ部 文化振興課	埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法に基づき、開発行為に先立ち届出等を行うことが定められております。 届出等があった際に、各自治体は、県の指導の下、現状保存や記録保存調査といった行政指導の方針を決定するため、事前に緊急での確認調査（発掘調査）を必要とするケースが多くございます。 このような状況下において、東京都港区での「高輪築堤」の発見に端を発し、**令和６年に発出された文化庁通知（「近世・近代の埋蔵文化財保護について」）による近世・近代遺跡の取扱いの変更に伴い、今後は城下町や戦争関連遺産等を含む、埋蔵文化財包蔵地の更なる拡大が見込まれており、これに伴う開発行為に係る緊急調査等の大幅な増加が予想されます。** つきましては、埋蔵文化財の適切な保護と、開発行為（事業）の安定的かつ継続的な実施を図るため、かつて実施されていた県費補助の復活など、**これら緊急調査等に係る市町の財政負担に対する支援を強く要望いたします。**	①	
2	とちまる救急安心電話相談（＃7119、＃8000）の拡充・強化について	下野市	保健福祉部 医療政策課	本県においては、全国的な傾向と同様に夜間・休日の初期救急及び二次救急を担う医療機関の負担増大、救急搬送件数の増加や搬送時間の長時間化が進み、限られた医療資源で地域医療体制を維持していくことが喫緊の課題となっています。 こうした中、県内各市においては救急車の適正利用を進めるため、利用案内チラシの配布、庁舎等公共施設における掲示、広報紙やホームページへの掲載など、さまざまな媒体を活用し、かかりつけ医の推奨や救急電話相談「＃7119」・小児救急電話相談「＃8000」の周知啓発に積極的に取り組んできました。特に、急な子どもの発熱やけがに不安を抱える保護者にとって「＃8000」は心強い窓口であり、住民への周知・普及は相当程度進んでいます。 しかしながら、**実際に利用した方々、特に小さなお子さまのいる保護者の方々から「何度かけてもつながらない」という切実な声が数多く寄せられています。周知により利用意向が高まる一方で、受け皿となる窓口が必要な時に確実につながらなければ、住民の不安解消にも救急医療の適正受診にもつながりません。** つきましては、**急な病気やけがで不安を抱える県民が必要な時に確実に電話がつながり、安心して適切な相談を受けられるよう、回線数の増強によりつながらない現状を打開し、「とちまる救急安心電話相談」の体制の拡充・強化を図っていただきますよう強く要望いたします。**	②	
3	障害者総合支援法に基づく電動車椅子に係る補装具費支給制度の支給要件緩和について	足利市	保健福祉部 障害福祉課	「栃木県障害者総合相談所補装具費支給事務処理の手引き」における電動車椅子の支給基準では、対象者の障害状況要件として「３肢以上の肢体不自由があり、電動車椅子以外の手段では移動が困難であること」と定められています。また、２肢以上の肢体不自由者については、「日常生活圏（自宅周辺の日常の行動範囲及び通勤又は通学のため、日常的に車椅子の使用を行う圏域）の坂路・悪路等において、車椅子等で実用的な移動が困難等」が要件とされています。 しかし、片麻痺（右半身または左半身麻痺）の障害を有する方にとって、健側の片腕・片足のみで手動車椅子を操作し安全に長距離移動を行うことは、身体構造上極めて困難であり、実用的な移動手段とは言い難い実情があります。 つきましては、**障害者の自立支援及び実質的な移動権利の確保の観点から、本県における電動車椅子の補装具費支給要件の見直しを図り、障害状況要件の基準を「３肢以上の肢体不自由があり、車椅子等での移動が困難な者」から「３肢以上の肢体不自由がある者、及び片麻痺（右半身または左半身麻痺）による２肢の肢体不自由があり車椅子等での実用的な移動が困難な者」へと緩和・追加していただきますよう強く要望いたします。**	①	
4	副食費の第１子及び第２子への助成拡大について	真岡市	保健福祉部 こども政策課	国の補助対象にならない保育施設等に通う３歳以上の児童の副食費のうち、第３子以降の児童の副食費については、公定価格を上限に県の補助（県２分の１、市町２分の１）により免除となっており、保護者の経済的な負担の軽減を図っていただいております。 しかし、近年の少子化により、令和６年度の合計特殊出生率は、栃木県においては、1.15という結果であり、少子化対策は県全体の喫緊の課題となっております。 少子化に歯止めをかけるためには、第３子以降のみならず、すべての児童への支援が必要となってきておりますが、**第１子及び第２子の児童の副食費につきましては、一部の世帯を除き、国・県ともに補助はなく、市町が独自の補助を実施する等、県内各市町において取組に差が生じている状況です。** **子育て世代における、経済的な制約を解除し、「妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援」の実現に向け、第３子以降と同様に、第１子及び第２子の児童の副食費につきましても、県の補助率２分の１への助成拡大について検討いただきますよう要望いたします。**	①	

No.	要望事項	提案市	県担当部署	要望内容	内容区分	要望経過（上段:春、下段:秋）
5	系統用蓄電池設備の設置に関するガイドライン（指針）の制定について	さくら市	環境森林部 環境森林政策課	系統用蓄電池設備については、国が再エネ主力化のインフラとして推進し補助制度等を設けるなどした結果、設置が全国的に急増しています。 県内の市町においても設置に関する問い合わせが寄せられているとともに、**住民説明会に際して住民から反対の声が上がるなど、合意形成をめぐる課題が生じております。加えて、蓄電池設備は住民説明会の実施自体が義務づけられておらず、住民の不安が置き去りにされたまま設置が進むおそれがあります。** 国主導で全国的に導入が進む一方、地域における立地や合意形成の課題は市町村の区域を越えて広がるものであることから、**県が統一的な指針を示すことで、県内全域で公平で一貫した運用が確保され、住民の安心につながります。** つきましては、**太陽光発電施設と同様の仕組みにより、住民説明の手続を含む県内統一の系統用蓄電池設備に関するガイドライン（指針）を県として制定していただきますよう要望いたします。**	②	
6	危険鳥獣（クマ）対応にかかる県主導の広域体制構築について	鹿沼市	環境森林部 自然環境課	栃木県ツキノワグマ管理計画（五期計画）は個体群管理・農林業被害対策を主眼としており、市街地出没への即応体制は制度上未整備の状況にあります。 一方、**県内の推定生息数は令和元年度調査の中央値606頭から令和6年度調査では中央値961頭（前回比約1.6倍）に達し、**令和8年6月には宇都宮市街地で出没事案が発生、県委託先の宇都宮動物園による麻酔銃での捕獲対応となりました。 このようなことから、**危険鳥獣（クマ）対応にかかる県主導の広域体制構築が急務であるため、以下のとおり要望いたします。** 1　**市街地等における麻酔銃猟の担い手確保及び運用体制の整備** 住居集合地域等での麻酔銃猟は、獣医師等の関与や麻酔薬取扱いの要件から市町村単位での担い手確保が極めて困難であり、令和8年6月の宇都宮市事案でも県委託先の宇都宮動物園による対応となりました。 このことから、次の措置を要望します。 (1) 県と獣医師等との連携による「各市町が利用しやすい麻酔銃猟の実施体制」の構築 (2) 麻酔銃猟の実施に係る市町間の連携等における「県による調整・マネジメント」の実施 2　**クマの探索・監視・追い払いに係るドローン活用の広域推進** 令和7年11月に航空法の特例適用によりドローンの緊急飛行が可能となったものの、機体・装備、操縦者確保、AI自動検出等の実装は市町単独では困難であります。 岐阜県においては、ドローンによるツキノワグマの追い払いに関するモデル事業を実証しており、本県においても有効であると考えます。ついては、次の措置を要望します。 (1) 機体・オペレータの共同調達等を含む広域運用スキームの構築 (2) 飛行ルート事前調整及び市町間相互応援の枠組み整備 (3) 県によるドローン活用モデル事業（AI自動検出・夜間運用等の実証を含む）の実施 3　**ツキノワグマ管理に係る県・市町連携体制の強化** 現状、出没通報の初動対応、誘引物除去、電気柵設置、住民啓発等を市町ごとに実施しており、対応水準にばらつきが生じています。ついては、次の措置を要望します。 (1) 県主催による定期連絡調整会議（県、環境省関東環境局、県警察本部、（一社）栃木県猟友会、（公社）栃木県獣医師会、各市町等）の設置 (2) 県・警察・市町等が得た出没情報を一元的に共有する基盤の整備及び統一的な運用（記録様式、入力・共有ルール 等）の確立 (3) 机上・実地訓練における県の参画、支援等 ア　市町単独で実施する訓練への参画・協力・支援 イ　広域で実施する訓練における企画・調整等のマネジメント	②	

No.	要望事項	提案市	県担当部署	要望内容	内容区分	要望経過（上段:春、下段:秋）
7	旅券事務に係る栃木県市町村総合交付金の見直し等について	宇都宮市	産業労働観光部 国際経済課	１．**旅券事務交付金算定基準の見直し** 平成２２年１０月より県からの権限移譲を受けて旅券事務を行っているところであり、県においては、「栃木県市町村総合交付金」により旅券事務に係る人件費等の財源に支援をしていただいているところであります。 このような中、令和７年３月２４日からは、申請者の利便性の向上と旅券業務の効率化を目的に、マイナポータルを通じて、新規申請を含む全ての申請手続きがオンライン申請により可能となりましたが、顔写真や署名をスマートフォンなどで撮影した画像で申請できることから、**申請の約半数近くが顔写真や署名等の不備により補正依頼が必要となっているため、窓口申請よりも審査事務に時間を要している状況にあります。** 加えて、令和７年４月から県分手数料の電子納付開始及びその後の県収入証紙の販売終了に伴い、**新たに電子納付の申請サポートや納付確認作業など、交付事務においてもこれまで以上に事務処理に時間を要している状況となっております。** また、旅券窓口は４窓口ありますが、県総合交付金により配備したＩＣ旅券交付端末は２台のため、円滑な交付事務を行うため更なる端末の配備が必要な状況であります。 県が提示している交付金の算定基礎となる事務処理時間は権限移譲当初から変わりませんが、**申請方法等のデジタル化に伴い、実態と大きく乖離している状況にあることから、必要な人員体制や機器配備のため、実情にあった算定基礎の見直しを要望いたします。** ２．**国に対するシステムの利便性向上への働きかけ** パスポートのオンライン申請は、マイナポータルから申請しており、マイナポータルのログイン方法やパスワード確認、審査状況の確認に苦慮する利用者が多く、さらには申請完了に至るまで様々な手続き画面への遷移が必要となるなど、**申請方法がわかりづらく、利用者から改善を求める声が多数寄せられております。** このような実態を踏まえ、**デジタル機器の使用に不慣れな利用者も容易に申請ができるよう、マイナポータルの改良について国に働きかけていただけるよう要望いたします。**	①、④	
8	農業の経営所得安定対策について	日光市	農政部 生産振興課	経営所得安定対策の推進に当たっては、近年、補助金交付事務の複雑化により、市町農業再生協議会における事務負担が増大しているところです。加えて、経営所得安定対策の大幅な制度改正により、新システムの導入対応や、制度内容の周知、申請受付、確認事務、関係機関との調整など、現場における事務量の一層の増加が懸念されます。 また、**昨今の社会経済情勢の変化に伴い、制度運営を支える事務経費全般が増加しており、**職員の人件費のほか、現地確認に必要な燃料費、対象者への通知や制度周知に要する通信費、印刷製本費などについて特に負担が増しています。**しかしながら、経営所得安定対策等推進事業費は縮減傾向にあり、実務の実態に即した財政措置が十分に講じられているとは言い難い状況にあります。** 経営所得安定対策は、地域農業の維持、及び農業経営の安定を図る上で、極めて重要な制度であり、その適正かつ円滑な執行のためには、市町農業再生協議会における安定した事務執行体制の確保が不可欠です。とりわけ、今後実施される、制度改正及び新システム導入への対応を確実に進めるためには、従来以上に十分な事務費の確保が必要となります。 つきましては、**事務負担の増大、並びに物価及び人件費の高騰等の実情を踏まえ、経営所得安定対策等推進事業費について、必要な予算額を確保されるよう、国への働きかけを強く要望します。**	④	
9	持続可能な水道事業の実現に向けた県下一体での広域化・広域連携の検討について	矢板市	県土整備部 上下水道課	水道事業は、市民生活や社会の経済活動に欠かせないインフラ基盤であり、当市においても昭和39年の給水開始以来、安全で安心な水道水の安定的な供給に努めて参りました。 しかしながら、給水収益に対して更新時期を迎えた管路の更新が追い付いておらず、法定耐用年数を経過した管路延長は約35%に達しています。今後も**人口減少に伴う給水収益の減少や資材価格の高騰等の複合的な要因により、経営環境は一層厳しさを増すことが見込まれ、持続可能な経営体制の構築が喫緊の課題となっております**。 県におかれましては、平成28年度の検討開始以来、度重なる議論を経て、令和５年３月に「栃木県水道広域化推進プラン」を策定し、県内の水道事業体の広域化・広域連携について議論を深め、具体的な取組に向けての検討が進められることとなりました。 さらに、隣県においては県及び複数の事業体間で経営の一体化に関する基本協定が締結されるなど、広域化に向けた動きも見られているところであり、**経営の一体化や広域連携は、スケールメリットの創出や経営基盤の強化につながる有効な手法の一つであると考えております。** つきましては、こうした状況を踏まえ、**県内事業体との情報共有や意見交換の機会の一層の充実を図るとともに、本県における広域化・広域連携の可能性について、引き続き調査・研究を進めていただきますようお願いいたします。**	②	

No.	要望事項	提案市	県担当部署	要望内容	内容区分	要望経過 （上段:春、下段:秋）
10	部活動地域展開の実現に向けた支援の充実について	栃木市	教育委員会事務局 健康体育課・生涯学習課	少子化等により、学校単位での部活動の維持が困難となる中、子どもたちの活動機会を確保するため、部活動の地域展開を着実に進めることが求められています。 一方、**地域クラブ活動の運営には、**指導者の確保、活動場所の確保、運営団体の事務局機能、指導者への謝金や活動費等の財源確保など、多くの課題があり、**市町や運営団体のみで継続的に対応することには限界があります。また、地域によって人口規模や指導者、運営団体等の状況が異なることから、地域間格差も懸念されます。** つきましては、子どもたちが居住する地域や家庭の経済状況にかかわらず、**将来にわたり安心してスポーツ・文化芸術活動に参加できる環境を確保するため、現在、国・県・市がそれぞれ３分の１を負担している地域クラブ活動への財政支援が継続されるとともに、地域クラブ活動を支える指導者を安定的に確保できるよう、「栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク」のさらなる拡充などの人的支援が図られるよう要望します。**	①	R5、6、7 R5
11	「給食費の抜本的な負担軽減」の対象拡大及び補助基準額の引き上げについて	佐野市 大田原市	教育委員会事務局 健康体育課	令和8年4月から国において公立小学校給食に係る保護者負担を軽減し、子育て世帯の経済的負担を和らげることを目的とした学校給食費の抜本的な負担軽減が開始されました。また、栃木県独自の支援策として公立中学校給食費に係る保護者負担の軽減が実施されており、補助基準額である生徒1人当たり月額5、900円の2分の1に相当する2、950円が、市町へ交付されています。 このような中、学校給食法に基づき、昨今の物価高騰の影響を受けつつも、国の栄養摂取基準を満たす栄養バランスがとれた給食を提供し、子どもたちの健やかな成長や健康の維持増進に努めているところでありますが、**公立の小学校・中学校ともに、補助基準額では食材費を賄うことは難しく、基準額を超えた部分は市費で対応しているところです。** つきましては、年々進行する少子化への対策として、**子育て世帯への更なる負担軽減を図るため、国の「給食費の抜本的な負担軽減」における対象を公立中学校まで早期に拡大することと補助基準額の見直しを国へ強く働きかけるとともに、国による見直しが実現されるまで、県独自に地域の実情や食材価格の高騰等を踏まえ、小・中学校の補助基準額及び補助率の引き上げを要望いたします。**	①、④	R7、8 R6、7

※内容区分

① 財政支援・人的支援を求めるもの　② 制度・仕組みの創設・改善を求めるもの
③ 国の制度変更による影響是正を求めるもの　④ 国への要望のはたらきかけを求めるもの

※提出経過には、他市から提出された同様の要望も含む

資料５－１

要　望　議　案

提 出 市 那須烏山市
要望事項 埋蔵文化財包蔵地の開発行為に伴う緊急調査等に係る県費補助について
内　　容 埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法に基づき、開発行為に先立ち届出等を行うことが定められております。 届出等があった際に、各自治体は、県の指導の下、現状保存や記録保存調査といった行政指導の方針を決定するため、事前に緊急での確認調査（発掘調査）を必要とするケースが多くございます。 このような状況下において、東京都港区での「高輪築堤」の発見に端を発し、令和６年に発出された文化庁通知（「近世・近代の埋蔵文化財保護について」）による近世・近代遺跡の取扱いの変更に伴い、今後は城下町や戦争関連遺産等を含む、埋蔵文化財包蔵地の更なる拡大が見込まれており、これに伴う開発行為に係る緊急調査等の大幅な増加が予想されます。 つきましては、埋蔵文化財の適切な保護と、開発行為（事業）の安定的かつ継続的な実施を図るため、かつて実施されていた県費補助の復活など、これら緊急調査等に係る市町の財政負担に対する支援を強く要望いたします。
県担当部署 生活文化スポーツ部　文化振興課
関係法令・条例 文化財保護法 （文化庁）埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項

要　望　議　案

提 出 市 下野市
要望事項 とちまる救急安心電話相談（＃7119、＃8000）の拡充・強化について
内　　容 本県においては、全国的な傾向と同様に夜間・休日の初期救急及び二次救急を担う医療機関の負担増大、救急搬送件数の増加や搬送時間の長時間化が進み、限られた医療資源で地域医療体制を維持していくことが喫緊の課題となっています。 こうした中、県内各市においては救急車の適正利用を進めるため、利用案内チラシの配布、庁舎等公共施設における掲示、広報紙やホームページへの掲載など、さまざまな媒体を活用し、かかりつけ医の推奨や救急電話相談「＃7119」・小児救急電話相談「＃8000」の周知啓発に積極的に取り組んできました。特に、急な子どもの発熱やけがに不安を抱える保護者にとって「＃8000」は心強い窓口であり、住民への周知・普及は相当程度進んでいます。 しかしながら、実際に利用した方々、特に小さなお子さまのいる保護者の方々から「何度かけてもつながらない」という切実な声が数多く寄せられています。周知により利用意向が高まる一方で、受け皿となる窓口が必要な時に確実につながらなければ、住民の不安解消にも救急医療の適正受診にもつながりません。 つきましては、急な病気やけがで不安を抱える県民が必要な時に確実に電話がつながり、安心して適切な相談を受けられるよう、回線数の増強によりつながらない現状を打開し、「とちまる救急安心電話相談」の体制の拡充・強化を図っていただきますよう強く要望いたします。
県担当部署 保健福祉部　医療政策課
関係法令・条例

要　望　議　案

提 出 市 足利市
要望事項 障害者総合支援法に基づく電動車椅子に係る補装具費支給制度の支給要件緩和について
内　　容 「栃木県障害者総合相談所補装具費支給事務処理の手引き」における電動車椅子の支給基準では、対象者の障害状況要件として「３肢以上の肢体不自由があり、電動車椅子以外の手段では移動が困難であること」と定められています。また、２肢以上の肢体不自由者については、「日常生活圏（自宅周辺の日常の行動範囲及び通勤又は通学のため、日常的に車椅子の使用を行う圏域）の坂路・悪路等において、車椅子等で実用的な移動が困難等」が要件とされています。 しかし、片麻痺（右半身または左半身麻痺）の障害を有する方にとって、健側の片腕・片足のみで手動車椅子を操作し安全に長距離移動を行うことは、身体構造上極めて困難であり、実用的な移動手段とは言い難い実情があります。 つきましては、障害者の自立支援及び実質的な移動権利の確保の観点から、本県における電動車椅子の補装具費支給要件の見直しを図り、障害状況要件の基準を「３肢以上の肢体不自由があり、車椅子等での移動が困難な者」から「３肢以上の肢体不自由がある者、及び片麻痺（右半身または左半身麻痺）による２肢の肢体不自由があり車椅子等での実用的な移動が困難な者」へと緩和・追加していただきますよう強く要望いたします。
県担当部署 保健福祉部　障害福祉課
関係法令・条例 障害者総合支援法 補装具費支給制度

要　望　議　案

提 出 市 真岡市
要望事項 副食費の第１子及び第２子への助成拡大について
内　　容 国の補助対象にならない保育施設等に通う３歳以上の児童の副食費のうち、第３子以降の児童の副食費については、公定価格を上限に県の補助（県２分の１、市町２分の１）により免除となっており、保護者の経済的な負担の軽減を図っていただいております。 しかし、近年の少子化により、令和６年度の合計特殊出生率は、栃木県においては、1.15 という結果であり、少子化対策は県全体の喫緊の課題となっております。 少子化に歯止めをかけるためには、第３子以降のみならず、すべての児童への支援が必要となってきておりますが、第１子及び第２子の児童の副食費につきましては、一部の世帯を除き、国・県ともに補助はなく、市町が独自の補助を実施する等、県内各市町において取組に差が生じている状況です。 子育て世代における、経済的な制約を解除し、「妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援」の実現に向け、第３子以降と同様に、第１子及び第２子の児童の副食費につきましても、県の補助率２分の１への助成拡大について検討いただきますよう要望いたします。
県担当部署 保健福祉部　こども政策課
関係法令・条例 子ども・子育て支援法 栃木県第２子以降保育料等免除事業実施要綱 真岡市第２子以降保育料等免除等事業実施要綱 真岡市実費徴収に係る補足給付要綱

要　望　議　案

提 出 市 さくら市
要望事項 系統用蓄電池設備の設置に関するガイドライン（指針）の制定について
内　　容 系統用蓄電池設備については、国が再エネ主力化のインフラとして推進し補助制度等を設けるなどした結果、設置が全国的に急増しています。 県内の市町においても設置に関する問い合わせが寄せられているとともに、住民説明会に際して住民から反対の声が上がるなど、合意形成をめぐる課題が生じております。加えて、蓄電池設備は住民説明会の実施自体が義務づけられておらず、住民の不安が置き去りにされたまま設置が進むおそれがあります。 国主導で全国的に導入が進む一方、地域における立地や合意形成の課題は市町村の区域を越えて広がるものであることから、県が統一的な指針を示すことで、県内全域で公平で一貫した運用が確保され、住民の安心につながります。 つきましては、太陽光発電施設と同様の仕組みにより、住民説明の手続を含む県内統一の系統用蓄電池設備に関するガイドライン（指針）を県として制定していただきますよう要望いたします。
県担当部署 環境森林部　環境森林政策課
関係法令・条例

要　望　議　案

提 出 市 鹿沼市
要望事項 危険鳥獣（クマ）対応にかかる県主導の広域体制構築について
内　　容 栃木県ツキノワグマ管理計画（五期計画）は個体群管理・農林業被害対策を主眼としており、市街地出没への即応体制は制度上未整備の状況にあります。 一方、県内の推定生息数は令和元年度調査の中央値 606 頭から令和 6 年度調査では中央値 961 頭（前回比約 1.6 倍）に達し、令和 8 年 6 月には宇都宮市街地で出没事案が発生、県委託先の宇都宮動物園による麻酔銃での捕獲対応となりました。 このようなことから、危険鳥獣（クマ）対応にかかる県主導の広域体制構築が急務であるため、以下のとおり要望いたします。 １　市街地等における麻酔銃猟の担い手確保及び運用体制の整備 住居集合地域等での麻酔銃猟は、獣医師等の関与や麻酔薬取扱いの要件から市町村単位での担い手確保が極めて困難であり、令和 8 年 6 月の宇都宮市事案でも県委託先の宇都宮動物園による対応となりました。このことから、次の措置を要望します。 (1) 県と獣医師等との連携による「各市町が利用しやすい麻酔銃猟の実施体制」の構築 (2) 麻酔銃猟の実施に係る市町間の連携等における「県による調整・マネジメント」の実施 ２　クマの探索・監視・追い払いに係るドローン活用の広域推進 令和 7 年 11 月に航空法の特例適用によりドローンの緊急飛行が可能となったものの、機体・装備、操縦者確保、AI 自動検出等の実装は市町単独では困難であります。 岐阜県においては、ドローンによるツキノワグマの追い払いに関するモデル事業を実証しており、本県においても有効であると考えます。ついては、次の措置を要望します。 (1) 機体・オペレータの共同調達等を含む広域運用スキームの構築 (2) 飛行ルート事前調整及び市町間相互応援の枠組み整備 (3) 県によるドローン活用モデル事業（AI 自動検出・夜間運用等の実証を含む）

の実施

3　ツキノワグマ管理に係る県・市町連携体制の強化

現状、出没通報の初動対応、誘引物除去、電気柵設置、住民啓発等を市町ごとに実施しており、対応水準にばらつきが生じています。ついては、次の措置を要望します。

(1) 県主催による定期連絡調整会議（県、環境省関東環境局、県警察本部、（一社）栃木県猟友会、（公社）栃木県獣医師会、各市町等）の設置

(2) 県・警察・市町等が得た出没情報を一元的に共有する基盤の整備及び統一的な運用（記録様式、入力・共有ルール等）の確立

(3) 机上・実地訓練における県の参画、支援等

ア　市町単独で実施する訓練への参画・協力・支援

イ　広域で実施する訓練における企画・調整等のマネジメント

県担当部署

環境森林部　自然環境課

関係法令・条例

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

栃木県ツキノワグマ管理計画（第五期計画）

要　望　議　案

提 出 市 宇都宮市
要望事項 旅券事務に係る栃木県市町村総合交付金の見直し等について
内　　容 １、旅券事務交付金算定基準の見直し 平成２２年１０月より県からの権限移譲を受けて旅券事務を行っているところであり、県においては、「栃木県市町村総合交付金」により旅券事務に係る人件費等の財源に支援をしていただいているところであります。 このような中、令和７年３月２４日からは、申請者の利便性の向上と旅券業務の効率化を目的に、マイナポータルを通じて、新規申請を含む全ての申請手続きがオンライン申請により可能となりましたが、顔写真や署名をスマートフォンなどで撮影した画像で申請できることから、申請の約半数近くが顔写真や署名等の不備により補正依頼が必要となっているため、窓口申請よりも審査事務に時間を要している状況にあります。 加えて、令和７年４月から県分手数料の電子納付開始及びその後の県収入証紙の販売終了に伴い、新たに電子納付の申請サポートや納付確認作業など、交付事務においてもこれまで以上に事務処理に時間を要している状況となっております。 また、旅券窓口は４窓口ありますが、県総合交付金により配備したＩＣ旅券交付端末は２台のため、円滑な交付事務を行うため更なる端末の配備が必要な状況であります。 県が提示している交付金の算定基礎となる事務処理時間は権限移譲当初から変わりませんが、申請方法等のデジタル化に伴い、実態と大きく乖離している状況にあることから、必要な人員体制や機器配備のため、実情にあった算定基礎の見直しを要望いたします。 ２、国に対するシステムの利便性向上への働きかけ パスポートのオンライン申請は、マイナポータルから申請しており、マイナポータルのログイン方法やパスワード確認、審査状況の確認に苦慮する利用者が多く、さらには申請完了に至るまで様々な手続き画面への遷移が必要となるなど、申請方法がわかりづらく、利用者から改善を求める声が多数寄せられております。 このような実態を踏まえ、デジタル機器の使用に不慣れな利用者も容易に申請ができるよう、マイナポータルの改良について国に働きかけていただけるよう要望いたします。
県担当部署 産業労働観光部　国際経済課
関係法令・条例 旅券法、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例、栃木県市町村総合交付金交付要綱

要　望　議　案

提 出 市 日光市
要望事項 農業の経営所得安定対策について
内　　容 　経営所得安定対策の推進に当たっては、近年、補助金交付事務の複雑化により、市町農業再生協議会における事務負担が増大しているところです。加えて、経営所得安定対策の大幅な制度改正により、新システムの導入対応や、制度内容の周知、申請受付、確認事務、関係機関との調整など、現場における事務量の一層の増加が懸念されます。 　また、昨今の社会経済情勢の変化に伴い、制度運営を支える事務経費全般が増加しており、職員の人件費のほか、現地確認に必要な燃料費、対象者への通知や制度周知に要する通信費、印刷製本費などについて特に負担が増しています。しかしながら、経営所得安定対策等推進事業費は縮減傾向にあり、実務の実態に即した財政措置が十分に講じられているとは言い難い状況にあります。 　経営所得安定対策は、地域農業の維持、及び農業経営の安定を図る上で、極めて重要な制度であり、その適正かつ円滑な執行のためには、市町農業再生協議会における安定した事務執行体制の確保が不可欠です。とりわけ、今後実施される、制度改正及び新システム導入への対応を確実に進めるためには、従来以上に十分な事務費の確保が必要となります。 　つきましては、事務負担の増大、並びに物価及び人件費の高騰等の実情を踏まえ、経営所得安定対策等推進事業費について、必要な予算額を確保されるよう、国への働きかけを強く要望します。
県担当部署 　農政部　生産振興課
関係法令・条例

要　望　議　案

提 出 市 矢板市
要望事項 持続可能な水道事業の実現に向けた県下一体での広域化・広域連携の検討について
内　　容 水道事業は、市民生活や社会の経済活動に欠かせないインフラ基盤であり、当市においても昭和 39 年の給水開始以来、安全で安心な水道水の安定的な供給に努めて参りました。 しかしながら、給水収益に対して更新時期を迎えた管路の更新が追い付いておらず、法定耐用年数を経過した管路延長は約 35%に達しています。今後も人口減少に伴う給水収益の減少や資材価格の高騰等の複合的な要因により、経営環境は一層厳しさを増すことが見込まれ、持続可能な経営体制の構築が喫緊の課題となっております。 県におかれましては、平成 28 年度の検討開始以来、度重なる議論を経て、令和５年３月に「栃木県水道広域化推進プラン」を策定し、県内の水道事業体の広域化・広域連携について議論を深め、具体的な取組に向けての検討が進められることとなりました。 さらに、隣県においては県及び複数の事業体間で経営の一体化に関する基本協定が締結されるなど、広域化に向けた動きも見られているところであり、経営の一体化や広域連携は、スケールメリットの創出や経営基盤の強化につながる有効な手法の一つであると考えております。 つきましては、こうした状況を踏まえ、県内事業体との情報共有や意見交換の機会の一層の充実を図るとともに、本県における広域化・広域連携の可能性について、引き続き調査・研究を進めていただきますようお願いいたします。
県担当部署 県土整備部　上下水道課
関係法令・条例 水道法 栃木県水道広域化推進プラン

要　望　議　案

提 出 市 栃木市
要望事項 部活動地域展開の実現に向けた支援の充実について
内　　容 少子化等により、学校単位での部活動の維持が困難となる中、子どもたちの活動機会を確保するため、部活動の地域展開を着実に進めることが求められています。 一方、地域クラブ活動の運営には、指導者の確保、活動場所の確保、運営団体の事務局機能、指導者への謝金や活動費等の財源確保など、多くの課題があり、市町や運営団体のみで継続的に対応することには限界があります。また、地域によって人口規模や指導者、運営団体等の状況が異なることから、地域間格差も懸念されます。 つきましては、子どもたちが居住する地域や家庭の経済状況にかかわらず、将来にわたり安心してスポーツ・文化芸術活動に参加できる環境を確保するため、現在、国・県・市がそれぞれ３分の１を負担している地域クラブ活動への財政支援が継続されるとともに、地域クラブ活動を支える指導者を安定的に確保できるよう、「栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク」のさらなる拡充などの人的支援が図られるよう要望します。
県担当部署 教育委員会事務局　健康体育課・生涯学習課
関係法令・条例 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン （文部科学省　令和７年 12 月） とちぎ部活動地域展開プラン（栃木県教育委員会　令和８年３月）

要　望　議　案

提 出 市 佐野市・大田原市
要望事項 「給食費の抜本的な負担軽減」の対象拡大及び補助基準額の引き上げについて
内　　容 令和８年４月から国において公立小学校給食に係る保護者負担を軽減し、子育て世帯の経済的負担を和らげることを目的とした学校給食費の抜本的な負担軽減が開始されました。また、栃木県独自の支援策として公立中学校給食費に係る保護者負担の軽減が実施されており、補助基準額である生徒１人当たり月額5,900円の２分の１に相当する2,950円が、市町へ交付されています。 このような中、学校給食法に基づき、昨今の物価高騰の影響を受けつつも、国の栄養摂取基準を満たす栄養バランスがとれた給食を提供し、子どもたちの健やかな成長や健康の維持増進に努めているところでありますが、公立の小学校・中学校ともに、補助基準額では食材費を賄うことは難しく、基準額を超えた部分は市費で対応しているところです。 つきましては、年々進行する少子化への対策として、子育て世帯への更なる負担軽減を図るため、国の「給食費の抜本的な負担軽減」における対象を公立中学校まで早期に拡大することと補助基準額の見直しを国へ強く働きかけるとともに、国による見直しが実現されるまで、県独自に地域の実情や食材価格の高騰等を踏まえ、小・中学校の補助基準額及び補助率の引き上げを要望いたします。
県担当部署 教育委員会事務局　健康体育課
関係法令・条例